

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 保護の原則（第七条―第十条）
- 第三章 保護の種類及び範囲（第十一条―第十八条）
- 第四章 保護の機関及び実施（第十九条―第二十九条の二）
- 第五章 保護の方法（第三十条―第三十七条の二）
- 第六章 保護施設（第三十八条―第四十八条）
- 第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条―第五十五条の二）
- 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）
- 第九章 被保護者就労支援事業（第五十五条の七）
- 第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条―第六十三条）
- 第十一章 不服申立て（第六十四条―第六十九条）
- 第十二章 費用（第七十条―第八十条）
- 第十三章 雑則（第八十一条―第八十六条）
- 附則
- 第一章 総則
 - （この法律の目的）
 - 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
 - （無差別平等）
 - 第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。
 - （最低生活）
 - 第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
 - （保護の補正性）
 - 第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（この法律の解釈及び運用）

第五条 前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

（用語の定義）

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けている状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

（申請保護の原則）

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じた必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章 保護の種類及び範囲

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（生活扶助）

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

（教育扶助）

第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴つて必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

（住宅扶助）

第十四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

（医療扶助）

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

（介護扶助）

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要保護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要保護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要保護者（同条第四項に規定する要保護者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法百十五條の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居室介護（居室介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二 福祉用具

三 住宅改修

四 施設介護

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画第一号に規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

九 移送

2 前項第一号に規定する居室介護とは、介護保険法第八條第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、

同条第十項に規定する短期入所療養介護、

同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活に

おける基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものを用いる。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五号の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

第十六条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
一 分べんの介助
二 分べん前及び分べん後の処置
三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
（生業扶助）

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限り。
一 生業に必要な資金、器具又は資料
二 生業に必要な技能の修得
三 就労のために必要なもの
（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
一 検案
二 死体の運搬
三 火葬又は埋葬
四 納骨その他葬祭のために必要なもの
左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。
一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。

二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。
第四章 保護の機関及び実施
（実施機関）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。
一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまで、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合は、第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地に於て定めるものとする。
一 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。） 居宅介護を行う者
二 施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。） 介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）
三 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。） 介護予防を行う者

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
5 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。
6 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、急急的処置として、必要な保護を行うものとする。
7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。
一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。
二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。
三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。
四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

（職権の委任）
第二十条 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
（補助機関）
第二十一条 社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

（民生委員の協力）
第二十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。（事務監査）
第二十三条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務につ

て、この法律の施行に協力するものとする。

いて、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内に行わなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別の理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知を

しなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもって第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八條第五項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(指導及び指示)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対し、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(相談及び助言)

第二十七条之二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

第二十八条 調査及び検診

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時は要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)
- 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第二十九条之二 この章の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第二十九条之二 この章の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第五章 保護の方法

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居室において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合において、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居室において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指

定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときは、同項の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

第三十二条 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき

後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第二項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定す

る特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第二項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第一百十五号の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第二項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

第三十五条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

第三十六条 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又

は技能の授与のために必要な金品は、授産施設
の長に対して交付することができる。

(葬祭扶助の方法)

第三十七条 葬祭扶助は、金銭給付によつて行
うものとする。但し、これによることができな
いとき、これによるのが適当でないとき、そ
の他保護の目的を達するために必要があると
きは、現物給付によつて行うことができる。

2 葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者
に対して交付するものとする。

(保護の方法の特例)

第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的
を達するために必要があるときは、第三十一
条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定に
より世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交
付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若
しくは第五項、第三十四条第六項(第三十四
条の二第三項及び第三十五条第三項において準用
する場合を含む。)若しくは第三十六条第三項
の規定により被保護者に対して交付する保護金
品、第三十二条第二項の規定により被保護者若
しくはその親権者若しくは未成年後見人に対し
て交付する保護金品(以下この条において「教
育扶助のための保護金品」という。)又は前条
第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付
する保護金品のうち、介護保険料(介護保険法
第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。)
その他の被保護者(教育扶助のための保護金品
にあつては、その親権者又は未成年後見人を含
む。以下この条において同じ。)が支払うべき
費用であつて政令で定めるものの額に相当する
金銭について、被保護者に代わり、政令で定め
る者に支払うことができる。この場合におい
て、当該支払があつたときは、これらの規定に
より交付すべき者に対し当該保護金品の交付が
あつたものとみなす。

第六章 保護施設

(種類)

第三十八条 保護施設の種類の、左の通りとす
る。

- 一 救護施設
 - 二 更生施設
 - 三 医療保護施設
 - 四 授産施設
 - 五 宿所提供施設
- 2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害が
あるために日常生活を営むことが困難な要保護

者を入所させて、生活扶助を行うことを目的と
する施設とする。

3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により
養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所
させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
とする。

4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者
に対して、医療の給付を行うことを目的とする
施設とする。

5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又
は世帯の事情により就業能力の限られている要
保護者に対して、就労又は技能の修得のために
必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長
することを目的とする施設とする。

6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯
に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施
設とする。

(保護施設の基準)

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運
営について、条例で基準を定めなければならない
い。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつて
は、第一号から第三号までに掲げる事項につい
ては厚生労働省令で定める基準に従い定めるも
のとし、第四号に掲げる事項については厚生労
働省令で定める基準を標準として定めるもの
とし、その他の事項については厚生労働省令で定
める基準を参酌するものとする。

一 保護施設に配置する職員及びその員数

二 保護施設に係る居室の床面積

三 保護施設の運営に関する事項であつて、利
用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密
の保持に密接に関連するものとして厚生労働
省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守し
なければならない。

(都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保
護施設)

第四十条 都道府県は、保護施設を設置すること
ができる。

2 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政
法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第
一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下
同じ。)は、保護施設を設置しようとするとき
は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を
都道府県知事に届け出なければならない。

3 保護施設を設置した都道府県、市町村及び地
方独立行政法人は、その保護施設を廃止し、保
護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、
又はその事業を縮小し、若しくは休止すること
ができる。

4 都道府県及び市町村の行う保護施設の設定及
び廃止は、条例で定めなければならない。
(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設設
置)

第四十一条 都道府県、市町村及び地方独立行政
法人のほか、保護施設は、社会福祉法人及び日
本赤十字社でなければ設置することができな
い。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設
を設置しようとするときは、あらかじめ、左に
掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に
提出して、その認可を受けなければならない。
一 保護施設の名称及び種類
二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏
名、住所及び資産状況
三 寄附行為、定款その他の基本約款
四 建物その他の設備の規模及び構造
五 取扱定員
六 事業開始の予定年月日
七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職
員の氏名及び経歴
八 経理の方針

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた
場合に、その施設が第三十九条第一項の基準の
ほか、次の各号の基準に適合するものであると
きは、これを認可しなければならない。
一 設置しようとする者の経済的基礎が確実で
あること。
二 その保護施設の主として利用される地域に
おける要保護者の分布状況からみて、当該保
護施設の設置が必要であること。
三 保護の実務に当る幹部職員が厚生労働大
臣の定める資格を有するものであること。

4 第一項の認可をするに当つて、都道府県知事
は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護
の目的を達するために必要と認める条件を附す
ることができる。

5 第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本
赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号
までに掲げる事項を変更しようとするときは、
あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなけ
ばならない。この認可の申請があつた場合に
は、第三項の規定を準用する。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の
休止又は廃止)

第四十二条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、
保護施設を休止し、又は廃止しようとするとき
は、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保
護者に対する措置及び財産の処分方法を明らか
にし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十
四条の規定により交付を受けた交付金又は補助
金に残余額があるときは、これを返還して、休
止又は廃止の時期について都道府県知事の認可
を受けなければならない。

第四十三条 都道府県知事は、保護施設の運営に
ついて、必要な指導をしなければならない。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社の設置した保
護施設に対する前項の指導については、市町村
長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者
に対して、その業務若しくは会計の状況その他
必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員
に、その施設に立ち入り、その管理者からその
設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類
(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子
的方式、磁気的方式その他の知覚によつては
認識することができない方式で作られる記録で
あつて、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。)の作成又は保存がされてい
る場合における当該電磁的記録を含む。第五十
一条第二項第五号及び第五十四条第一項にお
いて同じ。)の閲覧及び説明を求めさせ、若しく
はこれを検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項
の規定による立入検査について準用する。
(改善命令等)

第四十五条 厚生労働大臣は都道府県に対して、
都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に
対して、次に掲げる事由があるときは、その保
護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の
停止又はその保護施設の廃止を命ずることがで
きる。

一 その保護施設が第三十九条第一項の基準に
適合しなくなつたとき。

二 その保護施設が存立の目的を失うに至つた
とき。

一 その保護施設が第三十九条第一項の基準に
適合しなくなつたとき。

二 その保護施設が存立の目的を失うに至つた
とき。

- 三 その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分と違ふとき。
- 二 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の認可を取り消すことができる。
 - 一 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。
 - 二 その保護施設が第四十一条第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。
 - 四 正当な理由がないのに、第四十一条第二項第六号の予定年月日（同条第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。
- 五 第四十一条第五項の規定に違反したとき。
- 三 前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会を付与を行う場合には、その日時）の十四日前までにしなければならない。
- 四 都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 五 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

- 三 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないことと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。
- （保護施設の義務）
- 第四十七条 保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。
- 二 保護施設は、要保護者の入所又は処遇に当たるとき、人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。
- 三 保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。
- 四 保護施設は、当該職員が第四十四条の規定によつて行つた立入検査を拒んではならない。
- （保護施設の長）
- 第四十八条 保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。
- 二 保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることが出来る。
- 三 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。
- 四 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたとき認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。

- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。
- ただし、当該指定の取消しの処分理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととする者が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしたことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 二 職員の定数、区分及び職務内容
 - 三 その施設を利用する者に対する処遇方法
 - 四 その施設を利用する者が守るべき規律
 - 五 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法
 - 六 その他施設の管理についての重要事項
- 二 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めるときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。

- 二 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。
- ただし、当該指定の取消しの処分理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととする者が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしたことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 三 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するとき、前条の指定をしないことができる。
 - 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。
- 四 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは、「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは、「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替へるものとする。
- （指定の更新）
- 第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 二 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 三 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八條第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第五十條 第四十九條の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧な被保護者の医療を担当しなければならない。2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第五十條之二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九條の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一條 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九條の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九條の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十條又は次條の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に關し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四條第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四條第一項の規定により出頭を求められて

これに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九條の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としなかつたときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第五十三條 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の規定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに當つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に關する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に關

する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第五十四條 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に關して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について实地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十八條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第五十四條之二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたとき、その指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機

関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。その効力を失うときは、その効力を失う部分に限る。

5 第四十九條の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)について、第五十條から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)を(除く。)について準用する。この場合において、第五十條及び第五十條の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一條第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二條第一項及び第五十三條第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に關する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第四十九條の二第二項及び第三項の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者

に係るものに限る。について、第五十条、第五十一条、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)に限る。)について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定介護機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

4 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

5 第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらに係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

6 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

7 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外

のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第四十九条の二第一項、第二項(第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。)及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十一条、第五十二条(第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。)及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「指定医療機関若しくは指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までは指定医療機関」と、同項第十四条第一項

中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者」という。))」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。))」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

6 第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならぬ。

一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。

二 第五十条の二(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

三 第五十一条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

3 第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらに係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

4 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

5 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助

の厚生労働省令で定める者に委託することができ
る。
3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十章 被保護者の権利及び義務
(不利益変更の禁止)

第五十六条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(届上の義務)

第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第十一章 不服申立て
(審査庁)

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項(第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(裁決をすべき期間)

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

2 審査請求人は、審査請求をした日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日
(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第一項(各号を除く。)の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは、「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは、「七十日以内」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条 削除
(審査請求と訴訟との関係)

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十二章 費用
(市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する次に掲げる費用

イ 保護の実施に要する費用(以下「保護費」という。)

ロ 第三十条第一項ただし書、第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費(以下「保護施設事務費」という。)

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費(以下「委託事務費」という。)

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備に要する費用(以下「設備費」という。)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその事務費(以下「行政事務費」という。)

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて

行う保護を含む。に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設設備費
五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用
六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用
七 この法律の施行に伴い必要なその人件費
八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

（繰替支弁）
第七十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならぬ。

2 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならぬ。

3 町村は、その長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならぬ。

（都道府県の負担）
第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
二 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学準備給付金（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一
四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金及び進学準備給付金の四分の一

（都道府県の補助）
第七十四条 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その保護施設を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。
二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

2 第四十三条から第四十五条までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。
一 厚生労働大臣は、その保護施設に対して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができ、
二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の子算が、補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、その予算について、

必要な変更をすべき旨を指示することができる。
三 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分を違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

（準用規定）
第七十四条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

（国の負担及び補助）
第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三
二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金及び進学準備給付金の四分の三
三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

三 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第七十四条第一項の規定により保護施設を設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。
（遺留金品の処分）
第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。
（損害賠償請求権）
第七十六条の二 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三

者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。（時効）
第七十六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（費用等の徴収）
第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。
第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額の百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付金等）によって行うものに限る。の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三 第六十三条の規定により返還しなればならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七

十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

（返還命令）

第七十九条 国又は都道府県は、左に掲げる場合において、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができ、

- 一 補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。
- 二 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。
- 三 保護施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。
- 四 保護施設が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分違反したとき。

（返還の免除）

第八十条 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は

一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

第十三章 雑則

（後見人選任の請求）

第八十一条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に對し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に對し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（町村の一部事務組合等）

第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（保護の実施機関が変更した場合の経過規定）

第八十三条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開

始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

（厚生労働大臣への通知）

第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に對し、その事実を通知しなければならない。

（実施命令）

第八十四条 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（大都市等の特例）

第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。

この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設（ぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第

十一 第一条第一号の規定により独立行政法人国立重
 度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施
 設（以下この条において「のぞみの園」とい
 う。）に入所している者、老人福祉法（昭和三
 十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一
 号の規定により養護老人ホームに入所し、若し
 くは同項第二号の規定により特別養護老人ホー
 ムに入所している者又は障害者の日常生活及び
 社会生活を総合的に支援するための法律第二十
 九条第一項若しくは第三十条第一項の規定によ
 り同法第十九条第一項に規定する介護給付費等
 の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若
 ししくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定め
 る施設に入所している者に対する保護について
 は、その者がこれらの施設に引き続き入所して
 いる間、その者は、第三十条第一項ただし書の
 規定により入所しているものとみなして、第十
 九条第三項の規定を適用する。

第八十四条の四 第五十四条第一項（第五十四
 条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二
 項）において準用する場合を含む。の規定により
 都道府県知事の権限に属するものとされてい
 る事務は、被保護者の利益を保護する緊要の必
 要があるとして厚生労働大臣が認める場合に於
 つては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うも
 ととする。この場合においては、この法律の規定
 中、都道府県知事に関する規定（当該事務に係
 るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定
 として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道
 府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接
 な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

第八十四条の五 別表第三の上欄に掲げる地方公
 共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によ
 り処理することとされている事務は、地方自治
 法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受
 託事務とする。

（権限の委任）

第八十四条の六 この法律に規定する厚生労働大
 臣の権限は、厚生労働省令で定めるところによ
 り、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された
 権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
 地方厚生支局長に委任することができる。

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により
 保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、

三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す
 る。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五
 号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金
 若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他
 人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は
 百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正
 条があるときは、刑法による。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項の規定に
 違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役
 又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一
 項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第
 五十五条第二項）において準用する場合を含む。
 以下この項において同じ。）、第五十五条の六若
 ししくは第七十四条第二項第一号の規定による報
 告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四
 条第一項の規定による物件の提出若しくは提示
 をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提
 示をし、若しくは同項の規定による当該職員は
 質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁
 をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反
 した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは
 第五十四条第一項の規定による当該職員の調査
 若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
 者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
 務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為
 者を罰するほか、その法人又は人に対しても前
 項の刑を科する。

附則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十
 五年五月一日以降の給付について適用する。

（生活保護法の廃止）

2 生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以
 下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3 この法律の施行前においてされた保護の決定
 は、この法律に基いてされたものとみなす。

4 この法律の施行前において、都道府県の設置
 した保護施設及び旧法第七条の規定により認可
 された市町村又は公益法人の設置した保護施設
 は、この法律に基いて設置され、又は認可され
 た保護施設とみなす。

6 この法律の施行前において、生活保護法施行
 令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六条

又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医
 療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医
 師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚
 生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及
 び助産機関とみなす。

7 この法律の施行前にした違反行為に対する罰
 則の適用については、なお従前の例による。

（詭替規定）

8 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合に
 おいて、この法律中にこれらの規定に相当する
 規定があるときは、政令で特別な規定を定める
 場合を除く外、各々の法律中これらの規定に
 相当する規定を指しているものとみなす。

（国の無利子貸付け等）

9 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二
 第一項の規定により、都道府県が処理すること
 とされている第七十四条第一項の事務を指定都
 市等が処理する場合にあつては、当該指定都市
 等を含む。以下この項及び附則第十二項から第
 十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五
 条第二項の規定により国がその費用について補
 助することができる保護施設の修理、改造又は
 拡張で日本電信電話株式会社の株式の売却収入
 の活用による社会資本の整備の促進に関する特
 別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二
 条第一項第二号に該当するものにつき、都道府
 県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県
 が補助する費用に充てる資金について、予算の
 範囲内において、第七十五条第二項の規定（こ
 の規定による国の補助の割合について、この規
 定と異なる定めをした法令の規定がある場合に
 は、当該異なる定めをした法令の規定を含む。
 以下同じ。）により国が補助することができる
 金額に相当する金額を無利子で貸し付けること
 ができる。

10 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年
 以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める
 期間とする。

11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定
 による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げそ
 の他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

12 国は、附則第九項の規定により都道府県に対
 し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象
 である事業について、第七十五条第二項の規定
 による当該貸付金に相当する金額の補助を行う
 ものとし、当該補助については、当該貸付金の
 償還時において、当該貸付金の償還金に相当す
 る金額を交付することにより行うものとする。

13 都道府県が、附則第九項の規定による貸付け
 を受けた無利子貸付金について、附則第十項及
 び第十一項の規定に基づき定められる償還期限
 を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める
 場合を除く。）における前項の規定の適用につ
 いては、当該償還は、当該償還期限の到来時に
 行われたものとみなす。

14 第七十九条の規定は、附則第九項の規定によ
 り国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金
 について準用する。この場合において、同条中
 「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」
 とあるのは、「貸付金の貸付けを受けた保護施設」
 と、 「交付した補助金又は負担金」とある
 のは、「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中
 「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは
 「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助
 金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸
 付け」と読み替えるものとする。

**（介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対す
 る保護の実施機関の特例）**

15 第三十四条の二第二項の規定により被保護者
 に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同
 じ。）を介護老人福祉施設に委託して行つてい
 る場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の
 減少により地域密着型介護老人福祉施設となつ
 た場合においても、当該被保護者に対する介護
 扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続
 して委託して行つて行つては、その者に対して
 保護を行うべき者については、その者に係る委
 託前の居住地又は現在地によつて定めるものと
 する。

**（日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に
 対する保護の実施機関の特例）**

16 当分の間、第十九条第三項の規定の適用につ
 いては、同項中「更生施設」とあるのは、「更
 生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援
 住居施設」とする。

**附則（昭和二十五年五月一日法律第一
 八二号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附則（昭和二十六年四月一日法律第一
 六号）抄**

1 この法律中第七条の改正に関する部分は、公
 布の日から起算して六月を経過した日から、そ
 の他の部分は、公布の日から施行する。

附則（昭和二六年五月三十一日法律第一六八号）抄

- 1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。
- 2 第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。
- 3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

附則（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和二七年八月一日法律第三〇五号）抄
- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年三月二三日法律第二一九号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和二八年八月一日法律第一一五号）抄
- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年八月一日法律第二一三三号）抄

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
- 3 この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基づいて置かれたものとみなす。

附則（昭和二九年三月三十一日法律第二八号）抄

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- 附則（昭和三十一年六月二二日法律第一四八号）抄
- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十一年二月二〇日法律第一七九号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

附則（昭和三十三年二月二七日法律第一九三号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十一年二月二〇日法律第一七九号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十八年七月二一日法律第一三三三号）抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十九年六月三〇日法律第一二〇号）抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四五年四月一四日法律第一九号）抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四八年七月二七日法律第六七号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年七月二日法律第九〇号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）
 第八条 第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十九条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその

申請を行つてゐる市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つてゐる市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律（第一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特別に係るものにあつては、昭和六十三年年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以

降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一〇日法律第二二〇号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日等）

1 この法律（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成五年一月二日法律第八九号）抄
 第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（施行期日）
 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会（諮問等）がされた不利益処分に関する経過措置（その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。（政令への委任）
 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年六月二九日法律第四九〇号）抄
 第一条 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第五六〇号）抄
 第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。（施行期日）

（その他の経過措置の政令への委任）
 第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 附則（平成九年六月一日法律第七四〇号）抄
 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。（施行期日）
 附則（平成九年二月一七日法律第一二四号）抄
 第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附則（平成二一年七月一六日法律第八七〇号）抄
 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分

(両議院の同意を得ること)に係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

第六十九條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第三十二條

第一項、第七十八條第一項並びに第八十七條第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権(以下この条において「事務等」という。)については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

第七十條 第六百六十六條の規定による改正後の厚生省設置法第十四條の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であつて、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八條の事務を処理するための都道府県の機関(社会保険関係事務を取り扱うものに限る。)(の位置と同一の位置に設けられるもの(地方社会保険事務局にあつては、都道府県庁の置かれていた市(特別区を含む。))に設けられるものに限る。))については、新地方自治法第五十六條第四項の規定は、適用しない。

(社会保険関係地方事務官に関する経過措置)
第七十一條 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八條に規定する職員(厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第五十八條において「社会保険関係地方

事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)
第七十二條 第六百六十九條の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。(準備行為)
第七十三條 第二百二條の規定による改正後の国民年金法第九十二條の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百二條の規定の施行前においても行うことができる。

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)
第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百四十九條から第五十一條まで、第五百五十七條、第五百五十八條、第六百六十五條、第六百六十八條、第六百七十條、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百七十五條、第六百九十五條、第二百一三條、第二百一八條、第二百四十四條、第二百一十九條から第二百二十一條まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。
(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)
第七十五條 この法律による改正前の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第九十條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六十六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれこの法律による改正後の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第九十條第一項、水道法第三十九條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項若しくは第七十二條第二項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。(国等の事務)
第七十六條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
第七十七條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置)
第七十八條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)
第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(平成二十一年二月八日法律第一五一号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定に

より従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 二十五 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十二年二月二日法律第一六〇号)抄
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成二十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四号、第千三百二十六号、第千三百二十四条、第千三百二十六条の規定、公布の日

附則(平成二十二年六月七日法律第一一〇号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第二条(社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。)、第五条、第七号及び第十号の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定(「收容」を「入所」に改め、その後の「を」を「に」に改める部分を除く。)、並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二号、第三十二号及び第三十五号の規定、附則第三十九号中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。)、及び同項第五号と同項第七号とし、同項第四号と同項第六号とし、同項第三号と同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十五条の改正規定(「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。)、並びに附則第五十二条(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第五十六条の改正規定を除く。)、の規定、平成二十五年四月一日

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年二月二日法律第一五三号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)
第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年二月八日法律第一九号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成一五年七月二六日法律第一一九号)抄
第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年二月一日法律第一五〇号)抄
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一七年六月二九日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一号、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二号、第二十三号第二項、第三十二条、第三十九号及び第五十六条の規定、公布の日

(検討)
第二条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一體的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 附則第三条第一項の規定により、施行日から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二号から第三十四号まで及び第四章第四節の規定が適用されない市町村の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでない場合にあつては、現在地とする。次項及び次条において同じ。)を有する被保護者(生活保護法第六十一条に規定する被保護者をいう。以下同じ。)に対しては、第十四条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。)、第十五条の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

2 前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七條第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五條の二の規定を適用する。

第十九條 この法律の施行の際現に第十四條の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）第三十四條の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（旧生活保護法第十五條の二第四項に規定する施設介護（附則第二十一條において「施設介護」という。）に限る。）を旧介護保険法第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託して行つてゐる場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によつて定めるものとする。

第二十條 この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五條の二の規定により介護扶助が行われてゐる旧介護保険法第七條第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限る。）については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七條第三項に規定する要介護者として、新生活保護法第十五條の二の規定を適用する。

第二十一條 この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四條の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下この条において「介護扶助施設」という。）に委託して行われてゐる被保護者であつて、新介護保険法第七條第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院してゐる間は、同条第三項に規定する要介護者として、新生活保護法第十五條の二第一項の規定を適用する。

第二十二條 新生活保護法第五十四條の二第一項の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第五十五條 この法律の施行前にした行為及び附則第九條の規定によりなお従前の例によること

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五十六條 附則第三條から第二十七條まで、第三十六條及び第三十七條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一七年一月七日法律第一二二號）抄
第一條 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四條、第四十四條、第一百條、第一百三條、第一百六條から第十八條まで及び第二百二十二條の規定 公布の日
二 第五條第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八條第一項（第二號、第四號、第五號及び第八號から第十號までに係る部分に限る。）及び第二項（第一號から第三號までに係る部分に限る。）、第三十一條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第四項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十八條から第四十條まで、第四十一條（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二條（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十條第三項及び第四項、第五十一條（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十條から第七十二條まで、第七十三條、第七十四條第二項及び第七

十五條（療養介護医療及び基準該当療養介護に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五條、第九十二條第一號（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二號（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三號及び第四號、第九十三條第二號、第九十四條第一項第二號（第九十二條第三號に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五條第一項第二號（第九十二條第二號に係る部分を除く。）及び第二項第二號、第九十六條、第一百條（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一號及び第一百十二條（第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百十四條並びに第一百十五條第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二條、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第九十條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百條まで、第一百五條、第九十八條、第一百十條、第一百十二條、第一百十三條及び第一百五條の規定 平成十八年十月一日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）
第八十條 附則第七十八條の規定による改正後の生活保護法第八十四條の三の規定は、施行日以後、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第八十一條 当分の間、附則第七十九條の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四條の三中「第十八條第二項の規定により障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三號）」とあるのは、「第十八條第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三號）」第五條第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居してゐる者若しくは身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六條第一項第二號」とあるのは、「第十五條の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居してゐる者若しくは同法第十六條第一項第二號」と、「に對する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居してゐる者に對する」と、「施設に引き続き入居して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入居し、又は入居して」とする。

生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三號）」とあるのは、「第十八條第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三號）」第五條第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居してゐる者若しくは身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六條第一項第二號」とあるのは、「第十五條の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居してゐる者若しくは同法第十六條第一項第二號」と、「に對する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居してゐる者に對する」と、「施設に引き続き入居して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入居し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替へられた新法第八十四條の三の規定は、附則第一條第二號に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替へられた新法第八十四條の三に規定する施設又は住居に入居し、又は入居した者について、適用する。

3 附則第四十一條第一項又は第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一條第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八條第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一條の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四條の三の規定を適用する。

（罰則の適用に關する経過措置）
第二百一十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二〇號）抄

生活者を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三號）」とあるのは、「第十八條第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三號）」第五條第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居してゐる者若しくは身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六條第一項第二號」とあるのは、「第十五條の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居してゐる者若しくは同法第十六條第一項第二號」と、「に對する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居してゐる者に對する」と、「施設に引き続き入居して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入居し、又は入居して」とする。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）
第七条 この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項の規定による国の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）
（罰則に関する経過措置）
第二百三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、同法の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定におけるおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によ

は「一部改正法附則第七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは「市町村又は都道府県」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十八年六月七日法律第五十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九十九条第二項、第九十九条第一項及び第九十九條第二項の第十七、第二百五十二條の二十二第一項並びに第二百五十二條の二十三の改正規定並びに附則第四條、第六條、第八條から第十條まで及び第五十條の規定公布の日
- 二 第九十六條第一項の改正規定、第九十九條の次に一條を加える改正規定並びに第九十一條、第九十二條第四項及び第五項、第九十九條、第九十九條の二、第一百十條、第二百一十一條、第二百二十九條、第三百三十一條、第三百三十一條、第三百七十九條第二項、第二百三十四條第三項及び第五項、第二百三十七條第三項、第二百三十八條第一項、第二百三十八條の二、第二百三十八條の四、第二百三十八條の五、第二百六十三條の三並びに第三百零八條第一項の改正規定並びに附則第二十二條及び第三十二條の規定、附則第三十七條中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十七條）第三十三條第三項の改正規定、附則第四十七條第三項中旧市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九號）第四十七條の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

は「一部改正法附則第七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは「市町村又は都道府県」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十八年六月二日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第五十五條、第二百二十四條並びに第三百三十一條から第三百三十三條までの規定 公布の日
- 二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二條、第十二條及び第十八條並びに附則第七條から第十一條まで、第四十八條から第五十一條まで、第五十四條、第五十六條、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第八十六條の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十九條から第九十九條まで、第九十九條、第九十九條、第一百十四條、第一百十七條、第二百二十條、第二百二十三條、第二百二十六條、第二百二十八條及び第二百三十條の規定 平成二十年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）
第三百三十條の二 第二十六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）
第三百三十條の二 第二十六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護

護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十條の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支

援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一條の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）
第二百三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、同法の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定におけるおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によ

護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十條の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支

りなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、

手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年一月二〇日法律第四一六号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日法律第四二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年一月一〇日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第

二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十号まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）
第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たつて、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）
第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉

法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。（罰則の適用に関する経過措置）
第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他経過措置の政令への委任）
第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二三年五月二日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（調整規定）
第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律

第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。
附則（平成二三年六月二日法律第七二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を削る改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十一条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）
第二十二条 前条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。第五十四条の二第一項の指定の手続は、施行日前においても行うことができる。）
第二十三条 新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。

（罰則に関する経過措置）
第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る)、第三十五条、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六条、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る)、第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る)、第五十四條(障害者自

立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く)、第六十五條(農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く)、第八十七條から第九十二条まで、第九十九條(道路法第二十四条の三及び第四十八條の三の改正規定に限る)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る)、第一百二條(道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四條の改正規定を除く)、第一百七條、第一百八條、第十五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る)、第一百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く)、第一百十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る)、第一百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く)、第七百二十一条(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百二十九條の三、第四百一条の二及び第四百二十二條の改正規定に限る)、第五百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く)、第五百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く)、第五百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第七十條及び第九十條の二の改正規定に限る)、第五百四十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る)、第五百四十五條、第五百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く)、第五百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る)、第五百五十五

條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る)、第五百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く)、第五百五十七條、第五百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る)、第六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く)並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る)、第六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十條、第六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る)、第六十六條、第九條、第七十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る)、第七十四條、第七十八條、第八十二條(環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る)及び第七十七條(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く)、同法第二十九條第四項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く)並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る)の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條(地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く)、第八十九條、第九十條、第九十二條(高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る)、第一百一條、第一百二條、第一百五條から第一百七條まで、第一百十一條、第一百七條(地域における多様な主体の連携による生物

の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四條第八項の改正規定に限る)、第一百十九條、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日
(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 第三十一條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法(附則第二百二十三條第二項において「新生活保護法」という)第三十九條第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。
第八十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(検討)
第二百二十三條
2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五(新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む)、新医療法第七條の二、第十八條及び第二十一條、新生活保護法第三十九條、新社会福祉法第六十五條並びに新障害者自立支援法第三十六條(新障害者自立支援法第三十八條において準用する場合を含む)の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附則 (平成二十三年二月一日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附則（平成二四年六月二七日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十條及び第二十八條の規定 公布の日

二 第二條、第四條、第六條及び第八條並びに附則第五條から第八條まで、第十二條から第十六條まで及び第十八條から第二十六條までの規定 平成二六年四月一日

（政令への委任）

第十條 附則第四條から前條まで、第十六條及び第二十五條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二四年九月五日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六條、第八十條、第八十一條、第八十六條、第九十條第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第九十條の改正規定、第九十條の二を削る改正規定、第九十條、第九十一條、第九十二條第一項、第九十七條及び第九十五條の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二條を第二百五十一條の六とし、同條の次に二條を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二條の六の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の七の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の八、第二百五十二條の十七の四、第二百五十五條の五及び第二百八十六條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第二百八十七條及び第二百八十七條の三の改正規定、同條を第二百八十七條の四とし、第二百八十七條の二を第二百八十七條の三とし、第二百八十七條の次に一條を加える改正規定、第二百八十八條から第二百九十條まで、第二百九十一條第一項、第二百九十一條の二第四項、第二百九十一條の四第四項、第二百九十一條の六、第二百九十一條の八第二項、第二百九十一條の十三及び第二百九十八條第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十

二）の項の改正規定並びに附則第三條、第六條、第八條及び第十條から第十四條までの規定、附則第十五條中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九號）第十四條第四項第二號の改正規定並びに附則第十六條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八號）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三條及び第二十三條の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年一月二七日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四條、第六十六條及び第九十二條の規定は、公布の日から施行する。

（処分等の効力）

第一百條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百一條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年二月一三日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十七條の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四號）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則（平成二五年二月一三日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八條、第十條、第十三條及び第十七條の規定 公布の日

二 第一条中生活保護法第三十四條の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。及び同法第六十條の改正規定 平成二六年一月一日

三 第二条の規定 平成二七年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（申請による保護の開始及び変更に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた保護の開始又は変更の申請であつて、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の生活保護法（以下「平成二六年改正生活保護法」という。）第二十四條第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。

（調査の囑託に関する経過措置）

第四条 施行日前にされた第一条の規定による改正生活保護法（以下「旧法」という。）第二十九條の規定による調査の囑託については、なお従前の例による。

（指定医療機関に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十九條（附則第十六條の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六號）次条第一項において「旧道州制特区法」という。）第十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている病院若しくは診療所（旧法第四十九條の政令で定めるものを含む。）又は薬局は、施行日に、平成二十六年改正生活保護法第四十九條（附則第十六條の規定による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（次条第一項において「新道州制特区法」という。）第十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）次項及び第三項において同じ。）の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正生活保護法第四十九條の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所（同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に平成二十六年改正生活保護法第四十九條の二第一項の申請をしないときは、平成二十六年改正生活保護法第四十九條の三第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の規定により平成二十六年改正生活保護法第四十九條の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成二十六年改正生活保護法第四十九條の三第一項中「六年ごと」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百四號）附則第五條第一項の規定により第四十九條の指定を受けたとみなされた日から厚生労働省令で定める期間を経過する日まで」とする。

4 この法律の施行の際現に旧法第四十九條の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、平成二十六年改正生活保護法第四十九條の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正生活保護法及び前二項の規定を適用する。

第六條 (指定介護機関に関する経過措置)

この法律の施行の際現に旧法第五十四條の第二項(旧道州制特区法第十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項(新道州制特区法第十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項の指定を受けたもの

とみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法第五十四條の第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。(助産機関等に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に旧法第五十五條

において準用する旧法第四十九條の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五條第一項の指定を受けたものとみなす。(指定医療機関等の申請に関する経過措置)

第八條 平成二十六年改正後生活保護法第四十九

條、第五十四條の第二項又は第五十五條第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九條の第二項(同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項において準用する場合を含む。))並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項及び第五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができ

る。(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

第九條 平成二十六年改正後生活保護法第四十九

條の第二項各号若しくは第三項各号(これらの規定を同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項において準用する場合を含む。))並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項及び第五十五條第二項において準用する場合を含む。)(又は第五十一條第二項各号(平成二十六年改正後生活保護法第五十四條の第二項及び第五十五條第二

項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。(就労自立給付金に係る施行前の準備)

第十條 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管

理する町村長は、施行日以前においても、平成二十六年改正後生活保護法第五十五條の四の規定による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができ

る。(費用等の徴収に関する経過措置)

第十一條 平成二十六年改正後生活保護法第七十八條第一項及び第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、施行日前に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用の徴収については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改正後生活保護法第七十八條第

二項及び第四項(同条第二項に係る部分に限る。次項において同じ。))の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴収金の徴収について適用する。

3 平成二十六年改正後生活保護法第七十八條第

二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法第五十四條の第二項の指定を受けた介護療養型医療施設について準用する。(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十三條 附則第三條から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十五年二月二三日法律第

一〇五号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三條及び第十一條の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十六年四月二三日法律第二

八号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三條、第七條から第十條まで、第十二條及び第十五條から第十八條までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十六年六月二三日法律第六

九号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(経過措置の原則)

第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五條及び前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十條 附則第五條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二十六年六月二五日法律第八

三号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七條、第十三條ただし書、第十八條、第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七條第五項、第八條、第八條の二、第十三條、第二十条、第二十五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三條、第五十四條の三第二項、第五十八條第一項、第

五十四條の三第二項、第五十八條第一項、第

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。
（その他の経過措置の政令への委任）
第六十九条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關

する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成二八年六月三日法律第六五

号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施

行する。
附則（平成二九年六月二日法律第四五

号）抄
この法律は、民法改正法の施行の日から施行

する。ただし、第百三条の一、第百三条の三、
第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び
第三百六十二條の規定は、公布の日から施行す

る。
附則（平成二九年六月二日法律第五二

号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五

条、第十六条、第二十七條、第二十九條、第

三十一條、第三十六條及び第四十七條から第

四十九條までの規定 公布の日
（検討）

第二条
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律

の施行後五年を目途として、この法律の規定に

よる改正後の規定の施行の状況について検討を

加え、必要があると認めるときは、その結果に

基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六條 前条の規定による改正後の生活保護

法第五十四條の二第一項の指定の手續その他の

行為は、施行日前においても行うことができ

る。
（罰則の適用に関する経過措置）
第四十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる

（その他の経過措置の政令への委任）
第四十九條 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關

する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成三〇年六月八日法律第四四

号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一 第三條中生活保護法の目次の改正規定、同

法第二十七條の二の改正規定、同法第九章中

第五十五條の六を第五十五條の七とする改正

規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第

五十五條の四第二項及び第三項並びに第五十

五條の五の改正規定、同法第八章中同条を第

五十五條の六とし、第五十五條の四の次に一

条を加える改正規定、同法第五十七條から第

五十九條まで、第六十四條、第六十五條第一

項、第六十六條第一項、第七十條第五号及び

第六号、第七十一條第五号及び第六号、第七

十三條第三号及び第四号、第七十五條第一項

第二号、第七十六條の三並びに第七十八條第

三項の改正規定、同法第七十八條の二第二項

の改正規定（「支給機関」を「第五十五條の

四第一項の規定により就労自立給付金を支給

する者」に改める部分に限る。）、同法第八十

五條第二項、第八十五條の二及び第八十六條

第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の

項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉

六條の三第一項第三号の改正規定を除く。）

並びに附則第五條、第十條から第十三條ま

で、第十五條、第十六條及び第十九條から第

二十二條までの規定 平成三十二年四月一日

五 第四條の規定（前号に掲げる改正規定を除

く。）、平成三十三年一月一日
（進学準備給付金の支給に関する特例）

第二条 第三条の規定による改正後の生活保護法

（次条及び附則第四条において「第三条改正後

生活保護法」という。）第五十五條の五の規定

は、平成三十年一月一日から適用する。
（保護の実施機関についての特例に係る経過措

置）
第三条 この法律の施行の際現に居宅介護（生活

保護法第十五條の二第二項に規定する居宅介護

をいう。以下この条において同じ。）（特定施設

入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居

者生活介護をいう。）に限る。）を居宅介護を行

う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規

定する介護予防をいう。以下この条において同

じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法

第十五條の二第五項に規定する介護予防特定施

設入居者生活介護をいう。）に限る。）を介護予

防を行う者に委託して行っている者において

は、これらの介護扶助を受けている者について

は、第三条改正後生活保護法第十九條第三項の

規定は適用しない。
（費用の徴収に関する経過措置）
第四条 第三条改正後生活保護法第七十七條の二

の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。
一 第三條の規定並びに附則第七條第二項、第

八條第二項、第十四條及び第十五條の規定、

附則第十八條中社会保険労務士法（昭和四十

三年法律第八十九號）別表第一第十八號の改

正規定、附則第十九條中中高年齢者等の雇用の

安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六

十八號）第二十八條及び第三十八條第三項の

改正規定、附則第二十條中建設労働者の雇用の

改善等に関する法律（昭和五十一年法律第

三十三號）第三十條第二項の改正規定、附則

第二十七條の規定、附則第二十八條中厚生勞

働省設置法（平成十一年法律第九十七號）第

四條第一項第五十二號の改正規定及び同法第

九條第一項第四號の改正規定（「平成十年法

律第四十六號」の下に「、労働施策の総合

的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業

生活の充実等に関する法律」を加える部分に

限る。）並びに附則第三十條の規定 公布の

日
（罰則に関する経過措置）
第二十九條 この法律（附則第一条第三号に掲

げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例

によることとされる場合及びこの附則の規定に

よりなおその効力を有することとされる場合に

附則（令和二年六月一〇日法律第四一

号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

する。
一 第三條、第七條及び第十條の規定並びに附

則第四條、第六條、第八條、第十一條、第十

三條、第十五條及び第十六條の規定 公布の

日
二 第六條の規定並びに附則第七條（地方自治

法（昭和二十二年法律第六十七號）別表第一

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四

號）の項の改正規定に限る。）及び第十四條

の規定 令和二年十月一日

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和二年六月二二日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービス等の基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第七十二号)附則第十條第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日
別表第一(第二十九条関係)

一 総務大臣(大正十二年法律第四十八号。臣又は都道府県の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による給付の支給に関する情報
二 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する情報
三 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)による留守家族手当の支給に関する情報
四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による療養手当の支給に関する情報
五 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による給付の支給に関する情報

六 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する情報
七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報
二 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報
三 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する情報
四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報
次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)による地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報
二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報
三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)による職業転換給付金の支給に関する情報
四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)による給付金の支給に関する情報
五 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)による就職促進給付金の支給に関する情報
六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)による給付金の支給に関する情報

七 都道府県又は令で定めるもの
一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
八 厚生労働次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
一 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による日本私立学校年金である給付に関する情報
二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金である共済組合連立保険給付の支給に関する情報
三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の支給に関する情報
四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による年金である給付の支給に関する情報
六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)による特別障害給付金の支給に関する情報
七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
九 日本私次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
興・共済事一 私立学校教職員共済法による短

八 厚生労働次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
一 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による日本私立学校年金である給付に関する情報
二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金である共済組合連立保険給付の支給に関する情報
三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の支給に関する情報
四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による年金である給付の支給に関する情報
六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)による特別障害給付金の支給に関する情報
七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
九 日本私次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
興・共済事一 私立学校教職員共済法による短

九 日本私次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
興・共済事一 私立学校教職員共済法による短

公務員共済二 国家公務員共済組合法による短 組合又は地期給付の支給に関する情報 方公務員共三 地方公務員等共済組合法による 濟組合 短期給付の支給に関する情報 十 市町村次に掲げる情報であつて厚生労働省 長又は高齢令で定めるもの 者の医療の一 国民健康保険法（昭和三十三年 確保に關す法律第九十二号）による傷病手当 る法律（昭金の支給又は健康教育、健康相談及 和五十七年及び健康診査並びに健康管理及び疾病 法律第八十の予防に係る被保険者の自助努力に 号）第四十の支援助その他の被保険者の健 八条に規定康の保持増進のために必要な事業の する後期高実施に關する情報 齡者医療広二 高齢者の医療の確保に關する法 域連合 律による特定健康診査若しくは特定 又は健康教育、健康相談、健康診査 及び保健指導並びに健康管理及び疾 病の予防に係る被保険者の自助努力 についての支援助その他の被保険者の 健康の保持増進のために必要な事業 の実施に關する情報 十一 厚生次に掲げる情報であつて厚生労働省 労働大臣又令で定めるもの は都道府県一 特別児童扶養手当の支給に關 する法律による特別児童扶養手当の 支給に關する情報 二 労働施策の総合的な推進並びに 労働者の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律（昭和四十一年 法律第三十二号）による職業転換 給付金の支給に關する情報	十二 都道 府県知事 （昭和四十八年法律第一百一十一号）によ る補償給付（障害補償費、遺族補償 費又は児童補償手当に限る。）の支給 に關する情報であつて厚生労働省令 で定めるもの	十三 都道 府県知事又は法律（平成六年法律第十七号） は広島市長による手当等の支給に関する情報で 若しくは長あつて厚生労働省令で定めるもの 崎市長	十四 総務次 に掲げる情報であつて厚生労働省 令で定めるもの 大臣
--	---	---	--

十五 その 他政令で定 める者	十五 一 国会議員互助年金法を廃止する 法律（平成十八年法律第一号）又は 同法附則第二条第一項の規定により なおその効力を有することとされる 同法による廃止前の国会議員互助年 金法（昭和三十三年法律第七十号） による年金である給付の支給に關す る情報 二 執行官法の一部を改正する法律 （平成十九年法律第十八号）附則第三 条第一項の規定によりなお従前の例 により支給されることとされる同法 による改正前の執行官法（昭和四十 一年法律第十一号）附則第十三条 の規定による年金である給付の支給 に關する情報	十五 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部 分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に 限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限 る。）、及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大 臣 二 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の 厚生労働省令 法務大臣 三 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 四 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部 分に限る。）、及び九の項下欄（第二号に係る部 分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 五 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及 び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚 生労働省令 文部科学大臣 六 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣 別表第二（第五十四条の二関係）	その介護保険法同法第七十五条第二同法第七 事業第四十一条の規定による指定十七条第 とし第一項本文住宅サービスの事業一項又は て居の指定 宅介 護を 行 う 者 又 は 特
-----------------------	--	---	--

介護保険法同法第七十五条第二同法第七 第七十一条の規定による指定十七条第 第一項の規居家サービスの事業一項又は 定により同の廃止があつたと第百十五 法第四十一き、同法第七十七条の三十 条第一項若しくは第百五十六項 文の指定が十五の三十五第六の規定に あつたもの項の規定による同法よ とみなされ第四十一条第一項第四十 た居宅サービスの指定の取消しが第一 ビスに係るあつたとき、又は同本文の指 同項本文の法第七十条の二第一の全部 項若しくは第七十二又は一部 条第二項の規定による効力 り同法第四十一条の効力があ 一項本文の指定の効つたとき。	介護保険法同法第七十五条第二同法第七 第七十二条の規定による指定十七条第 第一項の規居家サービスの事業一項又は 定により同の廃止があつたと第百十五 法第四十一き、同法第七十七条の三十 条第一項若しくは第百五十六項 文の指定が十五の三十五第六の規定に あつたもの項の規定による同法よ とみなされ第四十一条第一項第四十 た居宅サービスの指定の取消しが第一 ビスに係るあつたとき、又は同本文の指 同項本文の法第七十条の二第一の全部 項若しくは第七十二又は一部 条第二項の規定による効力 り同法第四十一条の効力があ 一項本文の指定の効つたとき。	介護保険法同法第七十五条第二同法第七 第七十一条の規定による指定十七条第 第一項の規居家サービスの事業一項又は 定により同の廃止があつたと第百十五 法第四十一き、同法第七十七条の三十 条第一項若しくは第百五十六項 文の指定が十五の三十五第六の規定に あつたもの項の規定による同法よ とみなされ第四十一条第一項第四十 た居宅サービスの指定の取消しが第一 ビスに係るあつたとき、又は同本文の指 同項本文の法第七十条の二第一の全部 項若しくは第七十二又は一部 条第二項の規定による効力 り同法第四十一条の効力があ 一項本文の指定の効つたとき。	介護保険法同法第七十八条の五同法第七 第四十二條第二項の規定による十八條の の二第一項指定地域密着型サービスの規定 本文の指定の効力があつたとき、同法第 （同法第八
---	---	---	--

介護保険法同法第七十八条の五同法第七 第七十八条の規定による十八條の の十二にお指定地域密着型サー いて読み替サービスの規定が えて準用すあつたとき、同法第 同法第七十八條の十の規定二 十一條第一による同法第四十二 項の規定に條の二第一項本文の文の指定 より同法指定の取消しがあつた全部 四十二條のたとき、又は同法第一 二第一項本文の十二にお効力の停 文の指定がいて読み替えて準用止があつ あつたものする同法第七十條のたとき とみなされ二第一項若しくは第 た地域密着七十一條第二項の規 型サービス定により同法第四 に係る同項二條の二第一項本文 本文の指定の効力があつた （同法第八	介護保険法同法第七十八条の五同法第七 第七十八条の規定による十八條の の十二にお指定地域密着型サー いて読み替サービスの規定が えて準用すあつたとき、同法第 同法第七十八條の十の規定二 十一條第一による同法第四十二 項の規定に條の二第一項本文の文の指定 より同法指定の取消しがあつた全部 四十二條のたとき、又は同法第一 二第一項本文の十二にお効力の停 文の指定がいて読み替えて準用止があつ あつたものする同法第七十條のたとき とみなされ二第一項若しくは第 た地域密着七十一條第二項の規 型サービス定により同法第四 に係る同項二條の二第一項本文 本文の指定の効力があつた （同法第八	介護保険法同法第七十八条の五同法第七 第七十八条の規定による十八條の の十二にお指定地域密着型サー いて読み替サービスの規定が えて準用すあつたとき、同法第 同法第七十八條の十の規定二 十一條第一による同法第四十二 項の規定に條の二第一項本文の文の指定 より同法指定の取消しがあつた全部 四十二條のたとき、又は同法第一 二第一項本文の十二にお効力の停 文の指定がいて読み替えて準用止があつ あつたものする同法第七十條のたとき とみなされ二第一項若しくは第 た地域密着七十一條第二項の規 型サービス定により同法第四 に係る同項二條の二第一項本文 本文の指定の効力があつた （同法第八	介護保険法同法第七十八条の五同法第七 第四十二條第二項の規定による十八條の の二第一項指定地域密着型サービスの規定 本文の指定の効力があつたとき、同法第 （同法第八
--	--	--	--

